

恵庭市告示第1号

恵庭市畜産総合施設管理規程の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和7年1月6日

恵庭市長 原 出



記

恵庭市畜産総合施設管理規程の一部を改正する告示

恵庭市畜産総合施設管理規程(平成21年告示第35号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条 (略) (使用の範囲) 第2条 (略)	第1条 (略) (使用の範囲) 第2条 (略) <u>2 畜産センターを使用しようとする者は、前項各号に規定する範囲内で、使用の主たる目的に付随する場合に限り、営利活動を行うことができる。</u>
第3条～第7条 (略)	第3条～第7条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。